

平成22年11月8日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 来月12月はサラリーマンにとって年末調整の 時期となりますがご準備はお済みでしょうか！

通常、私たちサラリーマン(給与所得者)は、給与の支払者のもとで、その年最後の給与を受取る際に年末調整によって、その年の所得税の過不足額を精算し納税が完了します。

### (1) 年末調整の対象となる人

- ① 一年を通じて勤務している人
- ② 年の中で就職し、年末まで勤務している人
- ③ パートタイマーとして働いて本年中の給与総額が103万円以下であっても源泉徴収された人

### (2) 年末調整の対象にならない人

- ① 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で乙欄の方や扶養控除申告書を提出されていない方

### (3) 年末調整に必要な申告書と作成資料の準備

- ① 「扶養控除等申告書」→ 出産や結婚などで扶養人数に異動が生じた時は見直しの確認が必要
- ② 「保険料控除申告書」(支払った事の証明書類の添付が必要なもの)
  - イ) 一般の生命保険料で本年中に支払った保険料の金額が9,000円を超えるもの
  - ロ) 個人年金保険料
  - ハ) 地震保険料等(平成18年12月31日以前契約の旧長期損害保険料を含む)
  - ニ) 国民年金の保険料及び国民年金基金掛金  
(給料から天引きされた社会保険料や国民健康保険料については証明書類の添付は不要)
  - ホ) 小規模企業共済掛金等の掛金
- ③ 「住宅借入金等特別控除申告書」で2年目以降この特別控除を受けられる方は、この申告書と銀行等発行の「借入金の年末残高証明書」の提出が必要です。
- ④ 中途入社の方で前職の有る方は、前の勤務先発行の「給与所得の源泉徴収票」

### (4) 源泉税納付時期の確認(給料や報酬などについて源泉徴収をした税金の納付期限)

- ① 通常は源泉徴収をした月の翌月10日までに納めることになっています。
- ② 納期の特例の承認を受けている場合は(年2回に分けて納める方法)。
  - 1月から6月までの分を→7月10日までに納付
  - 7月から12月までの分を→翌年の1月10日までに納付(納期限の特例の場合翌年1月20日)上記②の特例納付の場合はまとまった金額となりますので、納付期限を守りませんと延滞税や加算税が掛り大きな負担となりますので、必ず期限内納付を守るようにして下さい。